

(第3回教育・保育施設提供体制等検討部会 提出資料)

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定に関する 基準について

1 趣旨

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)における保育の必要性の認定に関する基準については、国が現行制度や各市町村の運用実態等を勘案しながら、子ども・子育て支援法施行規則で定めています。

現在、本市では、市町村が定めることとされている次の基準について検討を行っています。

- (1) 保護者の就労時間の下限の設定
- (2) 本市が認める保育の必要性の事由

2 本市が定める基準

(1) 保護者の就労時間の下限の設定について

ア 国の考え方

- (ア) 1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定める時間
- (イ) 現行制度で、上記時間以外に設定している市町村は、最大で10年間の経過措置期間を設けることが可能

イ 現行制度における本市の状況

1日3時間以上及び就労日数が月10日以上(月30時間以上)

ウ 検討に当たっての視点

本市の就労時間の下限の引上げに当たっては、次のような課題があることから、国が認める10年間の経過措置を活用し、その影響を緩和させていくことを基本方針として、検討しています。

- (ア) 保育園に入園できなくなる児童の受入施設の確保やそれに伴う利用者負担や在園児への配慮について対応策を講ずる必要があること
- (イ) 利用者に対し、なるべく影響の少ない時間とする必要があること

(2) 本市が認める保育の必要性の事由について

ア 現行制度と新制度における保育の必要性の事由

現行制度の「保育に欠ける」事由 (保護者及び同居の親族等が保育できない場合)				新制度の「保育の必要性」の事由 (保護者が保育できない場合)			
国		本市		国		本市	
児童福祉法施行令・通知	日中就労	保育の実施に関する条例・要綱	居宅内外就労 〔就労時間が1日3時間以上及び就労日数が月10日以上(月30時間以上)〕	子ども・子育て支援法施行規則	就労 〔就労時間が月48時間から月64時間までの範囲で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること〕		
	妊娠・出産		妊娠・出産		妊娠・出産		
	保護者の疾病・障害		保護者の疾病・障害		保護者の疾病・障害		
	同居の親族の介護		同居の親族の介護		同居又は長期入院等している親族の介護・看護		
	災害復旧		災害復旧		災害復旧		
	求職中		就労予定		求職活動		
	育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
	—		—		虐待やDVのおそれのあること		
	—		就学		就学		
その他前各号に類する状態	別居の親族の介護	その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当する場合	(保育の実施に関する要綱案) 別居の親族の介護・看護				

■ は本市独自の事由

※現行制度において、「虐待」は国及び本市とも優先利用事由となっている。

イ 本市の対応案

国が新制度で定めている事由については、本市では、現行制度においても概ね対応しています。

また、本市では、現行制度において、「同居の親族の介護」のみならず、「別居の親族の介護」も「保育に欠ける」事由としています。

新制度においても、「その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当する場合」として、同居の親族と同様に、「別居の親族の介護・看護」について、保育の必要性の事由として認めることとします。